

第 99 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結注記表…………… 1 ページ

個別注記表…………… 10 ページ

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kyokuyo.co.jp>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

株式会社 極 洋

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 25 社

主要な連結子会社の名称

キョクヨー秋津冷蔵(株)、極洋商事(株)、極洋食品(株)、極洋水産(株)、キョクヨー総合サービス(株)、キョクヨーフーズ(株)、キョクヨーマリンファーム(株)、(株)ジョッキ、キョクヨーマリン愛媛(株)、極洋フレッシュ(株)、海洋フーズ(株)、極洋フィードワンマリン(株)、インテグレート・システム(株)、指宿食品(株)、(株)エイパックス・キョクヨー、(株)クロシオ水産
Kyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.他 3 社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2 社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)イチヤママル長谷川水産他 1 社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

KAPPA CREATE KOREA Co.,Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.他 1 社の決算日は 12 月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 主として定額法によっております。

(リース資産を除く)

② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(リース資産を除く)

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 特別修繕引当金 船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。以下「収益認識適用指針」という。）第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リベート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法にて収益を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識適用指針」を、当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については、従来、一部を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。なお、収益認識適用指針第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年

度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が 17,235 百万円、売上原価が 15,961 百万円減少しましたが、販売費及び一般管理費が 1,273 百万円減少したことにより、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	水産商事	食品	鰹・鮪	物流 サービス	その他	合計
地域別						
日本	105,918	95,490	32,222	1,176	423	235,231
アジア	9,388	960	2,073	—	—	12,422
その他	5,489	432	—	—	—	5,922
顧客との契約から生じる収益	120,796	96,883	34,295	1,176	423	253,575
外部顧客への売上高	120,796	96,883	34,295	1,176	423	253,575

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 表示方法の変更

連結損益計算書

受取保険金の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外収益のその他（前連結会計年度 51 百万円）に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、受取保険金（当連結会計年度 116 百万円）として表示しております。

8. 追加情報

(1) 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に対して、当社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 2015 年 3 月 26 日）に準じております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、148 百万円及び 51,062 株であります。

(2) 会計上の見積り

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の評価、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2 百万円
機械装置及び運搬具	23 "
計	25 "

(2) 担保設定の原因となる債務

短期借入金	18 百万円
長期借入金	94 "
計	113 "

2. 有形固定資産減価償却累計額 24,750 百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	1,970 百万円
(うち、建物及び構築物)	1,220 "
(うち、機械装置及び運搬具)	728 "
(うち、船舶)	5 "
(うち、その他)	15 "

【連結株主資本等変動計算書関係注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数 普通株式	10,928,283	—	—	10,928,283

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	864	80	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月24日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	972	利益剰余金	90	2022年3月31日	2022年6月27日

【金融商品関係注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金及び設備資金であります。なお、デリバティブは、社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 352 百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※2)	時価 (※2)	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	8,919	8,919	—
(2)長期借入金(※3)	(35,423)	(35,455)	31
(3)デリバティブ取引(※4)	494	494	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※3) 短期借入金のうち一年内返済長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,919	—	—	8,919
デリバティブ取引	—	494	—	494

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	35,455	—	35,455

短期借入金のうち一年内返済長期借入金を長期借入金に含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を用いて算定しております。

【1 株当たり情報関係注記】

- 1 株当たり純資産額 3,969 円 73 銭
- 1 株当たり当期純利益 430 円 83 銭

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

取得に係る事項の内容は以下のとおりであります。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。

2 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類：普通株式

(2) 取得し得る株式の総数：45,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額：150百万円（上限）

(4) 取得期間：2022年5月16日から2022年8月31日まで

(5) 取得方法：市場買付

【その他の注記】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び 移動平均法による原価法

関連会社株式

其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産 総平均法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については帳簿価額を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によっております。

（リース資産を除く）

② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リポート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法にて収益を計上しております。又、有償支給取引について、収益認識適用指針第104項に定める取扱いに従い、支給品の引渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識適用指針」を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、有償支給取引について、従来は、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。また、リポート等の顧客に支払われる対価については、従来、一部を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が 38,569 百万円、売上原価が 37,297 百万円減少しましたが、販売費及び一般管理費が 1,271 百万円減少したことにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 追加情報

(1) 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

取締役に対する業績連動型の株式報酬制度の導入に関する注記については、連結注記表「8.追加情報」に記載しているため、省略しております。

(2) 会計上の見積り

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の評価、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

5. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額 7,202 百万円

(2) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	1,375 百万円
（うち、建物）	920 〃
（うち、構築物）	8 〃
（うち、機械装置）	443 〃
（うち、工具、器具及び備品）	2 〃

(3) 保証債務及び手形遡及債務等

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	2,753	百万円
Kyokuyo America Corporation	1,629	〃
(株)ジョッキ	759	〃
その他	975	〃
計	6,117	〃

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	13,395	百万円
② 長期金銭債権	50	〃
③ 短期金銭債務	8,483	〃
④ 長期金銭債務	13	〃

6. 損益計算書に関する事項

(1) 関係会社に対する売上高	13,410	百万円
(2) 関係会社からの仕入高等	66,625	百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	402	百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	170,523	株
------	---------	---

(注)当事業年度末日の自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含めております。

8. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

9. 関連当事者との取引に関する事項

子会社及び関連会社等

種類	名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	極洋食品株式会社	% 所有 直接90.0 間接10.0	原料の有償支給 製品の仕入 役員の兼任	製品仕入(注2)	百万円 16,785	買掛金	百万円 1,443
子会社	極洋水産株式会社	所有 直接100.0	製品の加工委託	資金の預り(注3)	—	預り金	2,551
子会社	株式会社ジョッキ	所有 直接100.0	原料の販売 製品の仕入 役員の兼任	資金の預入(注4)	—	預け金	1,609
子会社	極洋フィードワンマリン株式会社	所有 直接40.0 間接10.0	製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付(注5) 資金の回収	— 35	短期貸付金 長期貸付金	1,150 40
子会社	Kyokuyo America Corporation	所有 直接100.0	商品の販売 商品の仕入	債務保証(注6)	1,629	—	—
子会社	KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	所有 直接100.0	原料の有償支給 製品の仕入 役員の兼任	債務保証(注6)	2,753	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上決定しております。

(注3)資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

(注4)資金の預入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

(注5)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注6)金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

10. 1 株当たり情報に関する事項

(1) 1 株当たり純資産額	3,009 円 78 銭
(2) 1 株当たり当期純利益	317 円 97 銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

取得に係る事項の内容は以下のとおりであります。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。

2 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類：普通株式

(2) 取得し得る株式の総数：45,000 株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額：150 百万円（上限）

(4) 取得期間：2022 年 5 月 16 日から 2022 年 8 月 31 日まで

(5) 取得方法：市場買付

12. 連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

13. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。